

報告第 3 号

令和 6 年度匝瑳市病院事業会計予算繰越しについて

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、匝瑳市病院事業管理者から令和 6 年度匝瑳市病院事業会計の建設改良費の繰越額の使用に関する計画について報告があったので、別紙繰越計算書のとおり、同項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

匝瑳市長 宮 内 康 幸

令和6年度匝瑳市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越 額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する 棚卸資産の 購入限度額	説明
						出資金	損益勘定 留保資金			
1 病院事業 資本的支出	1 建設改良費	新病院整備事業	円 80,720,000	円	円 80,720,000	円 40,360,000	円 40,360,000	円	円	国保匝瑳市民病院建替整備基本 構想・基本計画の策定に期間を 要したため。

令和7年6月6日提出

千葉県匝瑳市長 宮内 康 幸